

予算項目	給水費 委託料
委託番号	委託 第71号

設 計 書

所 長	所長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作 成 年 月 日	令和6年10月28日	工 期	着 手	令和7年 1月 1日
委 託 名	メーター関連業務委託				完 成	令和7年3月31日
委託場所	市 内 一 円			契約者		
設計金額	金 円也					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ 市 単					

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		メーター関連業務	
	業 務 価 格			・メーター業務(取替・取付・取外) 230箇所 口径13から	
	消費税等相当額			・附帯業務 40箇所 VP φ 13復旧工	
	業 務 委 託 費				
				副務者 (職名)氏名	(主席主査)
				主務者(監督員)(職名)氏名	(主査)

メーター関連業務委託（総括表）

種別	目	細目	項目	単位	数量	単価	金額	摘要
委託価格								
			メーター業務	式	1			内訳書(第1号)
			附帯業務	所	40			内訳書(第2号)
	計							
	消費税等相当額							10%
	合計							

メーター関連業務委託

種別	目	細目	項目	単位	数量	単価	金額	摘要
委託価格	業務原価							
			故障メーター取替業務	式	1			別紙明細書(第1号)
			メーター取付業務	式	1			別紙明細書(第2号)
			メーター取外業務	式	1			別紙明細書(第3号)
	小 計							
	一般管理費等			式	1			
	計							
	合 計							

明細書（第 1 号）

故障メーター取替業務

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
故障メーター取替						
	13mm	個	8			別紙単価表（第1号）
	13mm（遠隔）	個	1			別紙単価表（第2号）
	20mm	個	2			別紙単価表（第3号）
	20mm（遠隔）	個	3			別紙単価表（第4号）
	25mm	個	1			別紙単価表（第5号）
	40mm	個	1			別紙単価表（第6号）
	50mm	個	1			別紙単価表（第7号）
	50mm（遠隔）	個	1			別紙単価表（第8号）
	75mm	個	1			別紙単価表（第9号）
	75mm（遠隔）	個	1			別紙単価表（第10号）
	100mm（遠隔）	個	2			別紙単価表（第11号）
	計		22			

明細書（第2号）

メーター取付業務

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
メーター取付						
	13mm	個	25			別紙単価表（第12号）
	20mm	個	4			別紙単価表（第13号）
	25mm	個	2			別紙単価表（第14号）
	40mm	個	1			別紙単価表（第15号）
	50mm	個	1			別紙単価表（第16号）
	計		33			

明細書（第3号）

メーター取外業務

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
メーター取外						
	13mm	個	148			別紙単価表（第17号）
	13mm（遠隔）	個	1			別紙単価表（第18号）
	20mm	個	19			別紙単価表（第19号）
	25mm	個	3			別紙単価表（第20号）
	40mm	個	1			別紙単価表（第21号）
	50mm	個	2			別紙単価表（第22号）
	75mm	個	1			別紙単価表（第23号）
	計		175			

内訳書（第2号）

メーター関連附帯工事

工 種	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接工事費	1 3 mm給水管取替工					
	土工・管工費	式	1.00			別紙明細書（第4号）
	材料費	式	1.00			別紙明細書（第5号）
	（掘削復旧工）					別紙明細書（第5号）
	小 計					
共通仮設費（率）		式	1.00			
純工事費						
現場管理費		式	1.00			
工事原価						
一般管理費		式	1.00			
	計					
工事価格	合 計					

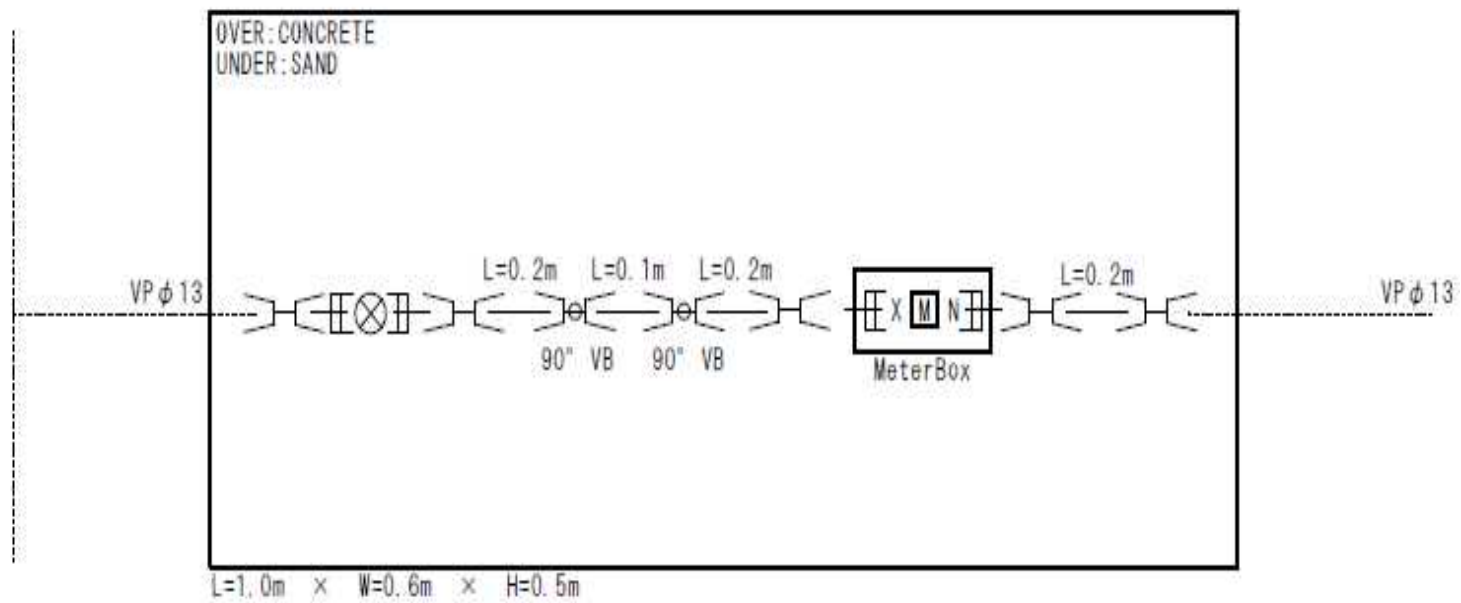
メーター関連附帯工事給水管φ13取替工（1件あたり）

種別・名称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土工・管工費						
	舗装版切断工CON+As（カー）舗装版 15cm-30cmコンクリート厚15cm以下	m	3.20			
	舗装版破碎工 人力 CON7 ⁺ レーカー・As厚4cm-10cm以下	m ²	0.60			
	人力打設工無筋構造物	m ³	0.03			
	路盤工C-40 一層仕上 T=10cmタンパ 転圧	m ²	0.60			
	Co殻運搬工（無筋）DID有タンパトラック 2t BH0.1積込距離6.5km以下	m ³	0.03			
	コンクリート投棄処理料 無筋	m ³	0.03			
	人力床堀り（土砂）	m ³	0.27			
	埋戻工 人力・タンパ転圧 山砂	m ³	0.21			
	ビニール管切断工φ13	口	6.00			
	メーターボックス取付工φ13	箇所	1.00			
	メーターボックス取外工φ13	箇所	1.00			
	メーター取付工φ13	箇所	1.00			
	メーター取外工φ13	箇所	1.00			
	断水コマ取付工φ13	箇所	1.00			
	ビニール管据付工φ13	m	0.70			
	TS継手工φ13	口	14.00			
	カップリング取付工φ13	口	4.00			
	伸縮式止水栓取付工φ13	箇所	1.00			
	逆止弁取付工φ13	箇所	1.00			
	固定止水栓取付工（VP用φ13、 止水栓きょう取付含む）	箇所	1.00			
	計					

明細書（第5号）

メーター関連附帯工事給水管φ13取替工（1件あたり）

種別・名称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
材料費	止水栓筐 プラスチック 75*500	個	1.00			
	伸縮式止水栓 φ 1 3	個	1.00			
	逆止弁 φ 1 3	個	1.00			
	VP用カップリング（ユニオンソケットガイド） φ 1 3	個	4.00			
	水道用硬質塩化 ビニル管 φ 1 3	m	0.70			
	VP用TS継手 VPソケット φ 1 3	個	5.00			
	VP用TS継手 VPエルボ φ 1 3	個	2.00			
	ボール式固定止水栓 φ 1 3	個	1.00			
	計					



単価表（第1号）

1 3mmメーター取替1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.05			
	カップリング取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第2号）

1 3 mm (遠隔)メーター取替 1 業務当り

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
労務費	カップリング取外工	人	0.05			
	カップリング取付工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.1			
	直接費計					
間接費						
運搬費		式	1			
	間接費計					
業務委託価格						

単価表（第3号）

20mmメーター取替1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.054			
	カップリング取付工	人	0.054			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第4号）

20mm(遠隔)メーター取替1業務当り

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.054			
	カップリング取付工	人	0.054			
	遠隔式メーター取付工	人	0.1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第5号）

25mmメーター取替1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.062			
	カップリング取付工	人	0.062			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第6号）

40mmメーター取替1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.074			
	カップリング取付工	人	0.074			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第7号）

50mmメーター取替1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工（1）	人	0.05			
	フランジ取外工（2）	人	0.05			
	フランジ取付工（1）	人	0.05			
	フランジ取付工（2）	人	0.05			
	メーター取外工（1）	人	0.3			
	メーター取外工（2）	人	0.15			
	メーター取付工（1）	人	0.3			
	メーター取付工（2）	人	0.15			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第8号）

50mm（遠隔）メーター取替1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工（1）	人	0.05			
	フランジ取外工（2）	人	0.05			
	フランジ取付工（1）	人	0.05			
	フランジ取付工（2）	人	0.05			
	メーター取外工（1）	人	0.3			
	メーター取外工（2）	人	0.15			
	メーター取付工（1）	人	0.3			
	メーター取付工（2）	人	0.15			
	遠隔式メーター取付工	人	0.1			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第9号）

75mmメーター取替1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工（1）	人	0.06			
	フランジ取外工（2）	人	0.06			
	フランジ取付工（1）	人	0.06			
	フランジ取付工（2）	人	0.06			
	メーター取外工（1）	人	0.31			
	メーター取外工（2）	人	0.175			
	メーター取付工（1）	人	0.31			
	メーター取付工（2）	人	0.175			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第10号）

75mm（遠隔）メーター取替1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工（1）	人	0.06			
	フランジ取外工（2）	人	0.06			
	フランジ取付工（1）	人	0.06			
	フランジ取付工（2）	人	0.06			
	メーター取外工（1）	人	0.31			
	メーター取外工（2）	人	0.175			
	メーター取付工（1）	人	0.31			
	メーター取付工（2）	人	0.175			
	遠隔式メーター取付工	人	0.1			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	計					

単価表（第11号）

100mm（遠隔）メーター取替1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工（1）	人	0.06			
	フランジ取外工（2）	人	0.06			
	フランジ取付工（1）	人	0.06			
	フランジ取付工（2）	人	0.06			
	メーター取外工（1）	人	0.33			
	メーター取外工（2）	人	0.21			
	メーター取付工（1）	人	0.33			
	メーター取付工（2）	人	0.21			
	遠隔式メーター取付工	人	0.1			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	計					

単価表（第12号）

1 3 mmメーター取付 1 業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第13号）

20mmメーター取付1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.054			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第14号）

25mmメーター取付1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.062			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第15号）

40mmメーター取付1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.074			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第16号）

50mmメーター取付1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取付工（1）	人	0.05			
	フランジ取付工（2）	人	0.05			
	フランジ取付工（1）	人	0.3			
	フランジ取付工（2）	人	0.15			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第17号）

1 3 mmメーター取外 1 業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第18号）

1 3 mm (遠隔)メーター取外 1 業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第19号）

20mmメーター取外1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.054			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第20号）

25mmメーター取外1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.062			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第21号）

40mmメーター取外1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.074			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第22号）

50mmメーター取外1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工（1）	人	0.05			
	フランジ取外工（2）	人	0.05			
	フランジ取外工（1）	人	0.3			
	フランジ取外工（2）	人	0.15			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

単価表（第23号）

75mmメーター取外1業務あたり

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工（1）	人	0.06			
	フランジ取外工（2）	人	0.06			
	フランジ取外工（1）	人	0.31			
	フランジ取外工（2）	人	0.175			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

メーター関連業務委託仕様書

秋田市上下水道局

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、秋田市上下水道局(以下「甲」という。)のメーター関連業務委託に適用する。

(業務の履行)

第2条 受託者(以下「乙」という。)は、契約書、本仕様書および関係法令の規定に基づき、本業務を円滑に行わなければならない。

(用語の定義)

第3条 この仕様書において「故障メーター」とは、不動、遅動、破裂等により正規に計量することができない水道メーターをいう。

2 「取替」とは、故障メーター等の水道メーターを取替することをいう。

3 「取付」とは、長期間使用休止等の事由によりメーターが取外された箇所に再度水道メーターを取付することをいう。

4 「取外」とは、家屋の解体又は長期間使用休止等の事由により水道メーターを取外しすることをいう。

5 「附帯業務」とは、取替・取付および取外業務(以下「取替等」という。)における修繕をいう。

(業務の内容)

第4条 本業務の内容は、次のとおりとする。

2 秋田市内の水道使用箇所で水道メーターの故障等が発生した場合における取替、取付、取外作業および附帯業務

3 その他甲が指示する業務等

(指示)

第5条 甲が乙に業務を依頼する場合は、指示書により行うものとする。

2 乙は、指示書により依頼を受けた場合は、速やかに設置状況を確認の上、業務を行わなければならない。

(身分証明書の携帯事項)

第6条 乙は、取替等および附帯業務(以下「関連業務」という。)時には、必ず甲が交付した身分証明書を携帯し、使用者等から身分証明書の提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。

2 乙は、身分証明書を紛失した場合は、直ちに甲へ報告し、甲の指示を受け

ること。

（技術者等の配置）

第7条 乙は、業務を履行するため技術者および現場代理人を配置すること。

- 2 現場代理人は、業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。
- 3 技術者は、業務の適性な履行に必要な技術上の管理を行うものとし、給水装置工事主任技術者の資格を有する者でなければならない。
- 4 技術者および現場代理人は、これを兼ねることができる。

（届出義務）

第8条 乙は、次の事由が発生した場合、甲へ直ちに届出または協議しなければならない。

- 1 乙の名称、代表者、所在地、電話番号等の変更
- 2 契約内容、業務履行に影響を及ぼす可能性がある行為を行う場合
- 3 業務履行上で事故が発生したとき
- 4 上記のほか、業務履行上必要があると認められる場合

（個人情報の取扱）

第9条 乙は、この業務の履行に際し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の保護に関する措置を講じなければならない。

（事故の取扱いおよび賠償）

第10条 乙は、関連業務中に、給水装置その他に損傷を与えたときは、直ちに修理するものとする。また、取替等の作業後、最初の検針で異常が発見された場合は、乙の責任により修理するものとする。

- 2 乙は、関連業務において漏水等、給水装置に異常を発見した場合は、使用者にその事実を説明し適切な対処をすること。
- 3 乙は、関連業務の作業後に、逆取付等から生じる故障および事故が判明したときは、乙が賠償するものとする。
- 4 乙は、関連業務においてメーターを紛失、盗難の事故が発生した場合は、乙が賠償するものとする。
- 5 乙は、関連業務の作業によって断水、不良水、漏水等、給水装置への異常が生じた場合は、乙の責任において修理するものとする。
- 6 乙は、関連業務の委託期間終了後において生じた漏水およびその他の事故等については、乙の責任において修理するものとする。
- 7 乙は、上記各項において、迅速かつ適切な対処をするとともに、甲の行う現

場検査が必要になった場合は、立会わなければならない。

(報告書の提出および検査事項)

第11条 乙は、該当月分の業務報告書（以下「報告書」という。）を遅滞なく提出しなければならない。なお、報告書は改めて指示をする。

- 2 乙は、報告書と一緒に作業写真を提出すること。なお、附帯業務については、
1箇所ごとに作業写真（施工前・施工中・施工後）を提出すること。
- 3 甲は、乙の報告書に基づいて検査を行う。

(精算方法)

第12条 甲は、前条の規定による検査で合格と認めたときは、乙が提出する報告書に基づき算出した額に落札比率を乗じた上で消費税等相当額を加えた金額をもって精算金額を決定する。

- 2 乙は、前項の精算金額に基づき、精算書を作成し、業務完了報告書とともに委託費の支払いを請求するものである。

(委託料の支払い)

第13条 委託料については、毎月分割し支払うものとする。

- 2 乙は支払いにおいて、当該月の委託業務を完了したときは、業務一部完了報告書を翌月初めまでに提出しなければならない。ただし、最終月の委託業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を提出しなければならない。

第2章 メーター業務関係

(メーター受払いおよび指示事項)

第14条 甲は、乙に本業務委託で必要となるメーターを支給する。また、取外したメーターや不用になったメーターは返納すること。

- 2 乙は、メーターの紛失、損傷がないように厳重に保管すること。万が一発生した場合は速やかに報告すること。
- 3 メーターの引渡しは、必要書類を添えて担当へ提出すること。

(業務上の注意および指示事項)

第15条 乙は、業務を行うときは、必ず使用者に作業工程を説明した上で承諾を得ること。

- 2 乙は、メーター柵内および周辺はきれいに清掃し、かつ防寒材の入っているものについては元通りに戻すこと。
- 3 乙は、取替等の作業後において、メーターの完全な稼動および漏水の有無に

ついて、特に注意すること。

- 4 乙は、作業後、異常と判断した場合は、使用者に連絡すること。また、必要がある場合は、お知らせ票を配付すること。

第3章 附帯業務関係

(業務上の注意および指示事項)

第16条 乙は、業務を行うときは、必ず甲および使用者の承諾を得ること。

- 2 乙は、鉛管を交換する際は、「給水装置工事施行指針」ならびに本仕様書に基づき業務を行うが、メーター柵および伸縮止水栓や逆止弁については、不足している場合のみ設置すること。
- 3 乙は、メーター柵内および周辺はきれいに清掃し、かつ防寒材の入っているものについては元通りに戻すこと。
- 4 乙は、業務遂行後、原状復旧に心がけること。

第4章 その他

(協議事項)

第17条 本仕様書および設計書において定めのない事項が発生したときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者および従事者の届出)

第4 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者および従事者を定め、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

(派遣労働者等)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(作業場所の特定等)

第6 乙は、個人情報を取り扱う作業場所を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から、持ち出してはならない。

(従事者への教育等)

第8 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第10 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当

該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第11 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第13 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第14 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第15 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第16 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第17 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第18 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第19 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第20 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報に

ついて、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等の公表)

第21 甲は、乙がこの契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第22 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第23 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注)「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。

